

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）に関する意見募集（パブリックコメント）について

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和5年4月14日（金）から令和5年5月13日（土）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 概要

この度、別紙2のとおり、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）を作成しました。

つきましては、広く国民の皆様から本件に関する国民の皆様の御意見を以下の要領で募集いたします。

2. 意見募集の対象

【別紙1】施行規則の概要

【別紙2】施行規則（案）

3. 意見募集要項

（1）募集期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月13日（土）まで
（※郵送の場合は締切日17時必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

※2000文字を超える場合は、その他の方法により提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

〔件名〕 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）に関する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所 (どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 宛て

(3) 資料の入手方法

① インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (e-Gov)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒 (A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの) を同封の上、「『特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (案) に関する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記 (2) ②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) その他

- ・ 皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

す。

- ・ 御意見に附記された指名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(5) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
T E L : 03-5501-3157
F A X : 03-3593-8264
電子メール : env-basel@env. go. jp